

# 愛媛県土地家屋調査士会役員選挙規則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、会則第31条の役員を選任を会員の自由に表明する意思によって公明かつ適正に行い、会の運営が円滑に行われることを目的とする。

(選挙権者)

第2条 選挙権者は、総会の出席会員とし、代理は認めない。

(役員等の選任数)

第3条 会則第28条の規定による副会長、理事及び監事の選任数は、役員等を選任する総会の開催日の60日以上前の理事会において定める。ただし、緊急を要するときは、その機関を短縮することができる。

## 第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会の設置)

第4条 役員等の選挙に関する事務を管理・執行するため、選挙管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(選挙管理委員の任命)

第5条 選挙管理委員(以下「委員」という。)は、総会開催日の60日以上前の理事会において会員のうちから選出し、会長がこれを任命する。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

2. 管理委員は、他の役職の兼務を妨げない。

3. 管理委員が役員候補者となる意思を表明したときは、その資格を失う。

(管理委員会の構成)

第6条 管理委員会は委員10名以内をもって組織する。

2. 委員長・副委員長は委員の互選による。

3. 委員長は管理委員会を代表する。

4. 委員長に事故あるときは副委員長が代行する。

(任期)

第7条 管理委員の任期は、総会終了後2ヶ月までとする。

(運営)

第8条 管理委員会は、委員長がこれを招集する。

(選挙告示)

第9条 管理委員長は、総会開催日の30日前までに次の各号の事項を会員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

① 総会開催日

- ② 役員の定数
- ③ 選挙管理委員会の名簿
- ④ 立候補届出の期日
- ⑤ その他必要と認める事項

(候補者の選考)

第 10 条 候補者の届出がない場合、又は候補者の数が定数に満たないときは、管理委員長は第 4 章で定める候補者選考委員会にその人選を付託しなければならない。

(候補者の公示及び選挙公報)

第 11 条 管理委員長は、候補者名簿及び候補者の調査士業務歴、役職歴並びに会長候補者の所信表明等を掲載した選挙公報を総会開催日の 1 週間前までに全員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

2. 選考した候補者については、就任承諾書を添付するものとする。

### 第 3 章 候 補 者

(候補者の届出)

第 12 条 会長候補者となろうとする者は、会員 5 名以上の推薦書を添付し、立候補受付期間内に文書で委員会に届けなければならない。

2. 会長以外の候補者となろうとする者は、立候補受付期間内に文書で委員会に届出なければならない。

(会長候補者の所信表明)

第 13 条 会長候補者が所信表明をしようとするときは、管理委員会の発行する選挙公報によらなければならない。

2. 選挙交報に所信表明を掲載しようとする者は、立候補受付期間内に管理委員会へその原稿を提出しなければならない。

3. 前項と異なる方法による所信表明の行為については、管理委員会の承認を得なければならない。

(候補者区分)

第 14 条 この規則に基づく役員の候補者は次の各号による。

- ① 会長候補者
- ② 副会長候補者
- ③ 理事候補者
- ④ 監事候補者(予備監事含む。)

2. 前項各号の区分を重複して候補者となることはできない。

### 第 4 章 候補者選考委員会

(候補者選考委員会の設置)

第 15 条 候補者の届出がない場合、又は候補者が定数に満たないときにその適格者を選考するため、候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設ける。

(候補者選考委員の任命)

第 16 条 会長は、立候補届出締切日以後、必要があれば直ちに選考委員を任命するものとする。

2. 会長は、前項により選任された選考委員を速やかに招集し、委員の互選により委員長及び副委員長を定めるものとする。

(選考委員会の構成)

第 17 条 選考委員会は、松山支部より 5 名、今治・西条・大洲・宇和島支部より各 2 名宛、伊予三島より 1 名の 14 名の委員をもって組織する。

2. 委員長は、選考委員会を代表する。
3. 委員長に事故あるときは、副委員長が代行する。

(資格)

第 18 条 選考委員は、他の役職の兼務を妨げない。

2. 選考委員が役員候補者となる意思を表明したときは、その資格を失う。

(任期)

第 19 条 選考委員の任期は、総会終了後 2 ヶ月までとする。

(運営)

第 20 条 選考委員は、委員長がこれを招集する。

(役員を選考)

第 21 条 選挙管理委員長から役員を選考について付託を受けたときは、速やかに選考委員会を開き候補者の名簿を作成し、総会開催日の前日までに管理委員長に提出しなければならない。

## 第 5 章 選挙方法

(選挙方法)

第 22 条 役員選挙方法は、次の各号による。

- ① 会長の選挙は、総会に出席した会員 1 人 1 票、単記無記名投票により行い、有効投票数の最多数を得た者をもって当選者とする。ただし、得票数は有効得票数の過半数を要するものとし、得票数が過半数に達しないときは多数上位 2 名について再投票を行うものとする。
  - ② 副会長の選挙は、単記式投票により行い、得票数の多い者より当選者とする。ただし、副会長 2 名は会長が指名するものとする。
  - ③ 理事の選挙は、各支部 1 名推薦の理事候補者は、選挙を行うことなく全員を当選者とする。ただし、支部長は選挙管理委員会の定めるところにより推薦理事の届出をしなければならない。更に理事の定数のうち、3 名は会長が指名し、投票を行わず当選とする。その他の理事候補者については、本条第 1 号の選挙方法を適用し、投票により行い得票数の順位により定員に満ちるまでの者を当選者とする。
  - ④ 監事（予備監事を含む）の選挙は単記式投票により行う。ただし、当選者のうち得票数最下位の者を予備監事とする。
2. 得票同数の者が 2 名以上で当選者を決めることができないときは、抽選により定める。
  3. 候補者が定員と同数の場合は、選挙を行うことなく候補者全員を当選者とする。

(繰り上げ当選)

第 23 条 前条の当選決定後 2 ヶ月以内に役員に欠員を生じたときは、次点得票者を順次繰り上げ当選とする。

2. 会長が欠員になったときは、前項の規定は適用しないものとする。

(開票)

第 24 条 投票は、議場で管理委員会が即日開票し、当選者が決定したときは、管理委員長は議場において候補者区分毎に有効投票数及び無効投票数並びに当選者の氏名及びその得票数その他必要事項を議場に報告しなければならない。

## 附 則

1. この規則の制定・改廃は理事会の議を経て総会の承認を得なければならない。
2. この規則改正は昭和 58 年 5 月 28 日から施行する

## 附 則

1. この規則改正は昭和 63 年 5 月 21 日から施行する。

## 附 則

1. この規則改正は平成 5 年 5 月 14 日から施行する。

## 附 則

1. この規則改正は平成 11 年 5 月 15 日から施行する。

## 附 則

1. この規則改正は平成 15 年 8 月 1 日から施行する。